

令和5年7月4日（火曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	佐 藤 政 人	議員
3番	野 口 康 一 郎	議員	4番	児 玉 崇	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	安 孫 子 義 徳	議員
7番	太 田 陽 子	議員	8番	佐 藤 耕 治	議員
9番	後 藤 健 一 郎	議員	10番	渡 邊 賢 一	議員
11番	伊 藤 正 彦	議員	12番	古 沢 清 志	議員
13番	太 田 芳 彦	議員	14番	沖 津 一 博	議員
15番	荒 木 春 吉	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	齋 藤 真 朗	副 市 長
佐 藤 志 津 男	教 育 長	久 保 田 洋 子	病 院 事 業 管 理 者
児 玉 憲 司	選 挙 管 理 委 員 会 長	木 村 三 紀	農 業 委 員 会 会 長
鈴 木 隆	総 務 課 長 (併) 選 挙 管 理 委 員 会 長	東 海 林 恒	企 画 創 成 課 長
石 橋 慶 幸	デ ジ タ ル 戦 略 課 長	小 泉 尚	財 政 課 長
安 彦 絵 美	税 務 課 長	大 江 幸 範	市 民 生 活 課 長
菊 地 正 博	防 災 危 機 管 理 課 長	武 田 新 二	建 設 管 理 課 長
伊 藤 孝	上 下 水 道 課 長	猪 倉 秀 行	農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 会 長
白 田 純 一	商 工 推 進 課 長	山 田 良 一	さ くら ぼ 観 光 課 長
小 林 弘 之	福 祉 国 保 課 長	寺 西 里 衣	健 康 増 進 課 長
志 鎌 重 美	子 育 て 推 進 課 長	柏 倉 信 一	会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
小 林 博 之	病 院 事 務 長	今 野 育 男	学 校 教 育 課 長
渡 邊 健 一	生 涯 学 習 課 長	渡 辺 智 昭	ス ポ ー ツ 振 興 課 長
大 沼 勇	監 査 委 員	渡 邊 昭	監 査 委 員 長

○事務局職員出席者

東 海 林 茂 美	事 務 局 長	柏 倉 勝 郎	局 長 補 佐
堀 和 敏	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第5号 第2回定例会
令和5年7月4日(火) 予算特別委員会終了後開議

再開

日程第1 寒河江市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

(予算特別委員会付託関係)

日程第2 議第39号 令和5年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)

〃 3 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 4 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

日程第5 議第40号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

〃 6 議第41号 市道路線の認定について

〃 7 請願第1号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願

〃 8 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 9 質疑・討論・採決

日程第10 議会案第3号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について

〃 11 議案説明

〃 12 質疑・討論・採決

〃 13 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再開 午前9時48分

○柏倉信一議長 ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、こ

れより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。荒木議会運営委員長。

〔荒木春吉議会運営委員長 登壇〕

○荒木春吉議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、7月3日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会

運営委員会を開催し、協議しましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加される案件について申し上げます。

追加案件は、寒河江市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、議会案第3号食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について及び常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての3案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。

日程変更の詳細につきましては、提示しております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしく取り計らいくださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○柏倉信一議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

寒河江市選挙管理委員会委員 及び補充員の選挙について

○柏倉信一議長 日程第1、寒河江市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

初めに、選挙の方法についてお諮りいたします。

寒河江市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

寒河江市選挙管理委員会委員及び補充員の指名は議長において行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

最初に、寒河江市選挙管理委員会委員を指名いたします。

寒河江市選挙管理委員会委員には、高橋達也氏、大泉奈美子氏、大波なな子氏、竹田 浩氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を寒河江市選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました高橋達也氏、大泉奈美子氏、大波なな子氏、竹田 浩氏が寒河江市選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、寒河江市選挙管理委員会補充員を指名いたします。

寒河江市選挙管理委員会補充員には、大沼喜一氏、志田紀子氏、兼子健司氏、宇井裕子氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を寒河江市選挙管理委員会補充員の当選人と定め、補充の順位についてはただいま指名した順とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました大沼喜一氏、志田紀子氏、兼子健司氏、宇井裕子氏が寒河江市選挙管理委員会補充員に当選されました。

なお、その順位は氏名を読み上げた順によることに決しました。

ただいま寒河江市選挙管理委員会委員及び補充員に当選された方に対し、会議規則第32条第2項の規定により告知することにいたします。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 日程第2、議第39号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長 日程第3、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。古沢予算特別委員長。

〔古沢清志予算特別委員長 登壇〕

- 古沢清志予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第39号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）であります。

6月27日、委員15名全員出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、議第39号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し、審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告があ

りました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第39号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 柏倉信一議長 日程第4、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第39号令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 次に、日程第5、議第40号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから日程第7、請願第1号食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願までの3案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第8、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。安孫子総務産業常任委員長。

〔安孫子義徳総務産業常任委員長 登壇〕

○安孫子義徳総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月27日、委員全員出席し開会いたしました。

付託された案件は、議第40号及び議第41号並びに請願第1号の3案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第41号の審査を行い、その後、議第40号、請願第1号の順で審査をすることを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第41号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第40号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、自由討議に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「食料・農業・農村基本法の前身となる農業基本法では主な対象は農家であったが、

それに代わり制定された食料・農業・農村基本法では、農家のみならず国民全体に対するものとなった。都市部では農業が弱体化しており、また、北海道、東北、九州などの農業地域ではこの基本法が重要視されている。この基本法では国と自治体との間で役割分担がなされており、寒河江市では農業再生協議会を通じて基本法に準じた農業政策を進めている。よって、この請願内容は国民の食料を守るために大切なものである」との意見がありました。

次に、討論に入りました。

討論の内容を申し上げます。

委員より「請願項目1については、これまで家族で農業をすることが多かったが、今は非農家や外国人も取り入れるような取組もあり、担い手の確保に多様に取り組む姿勢を明記していくことが大切だと思う。請願項目2について、もともと本市の基幹産業は農業であり、米農家を駄目にするような施策、政策では米農家がほとんどいなくなってしまう。また、ゲタ対策とは諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物の生産費と販売価格の差に補助的に交付金を支給するものであるが、ロシアによるウクライナ侵攻の影響により飼料等が高騰している現状では、所得の利潤が出てこなくなるため、米農家を守るためにはゲタ対策は必要である」という旨の賛成討論がありました。

委員より「今回の改正は制定後初めて行われるものであり、世界的な食料情勢等の課題に対応する必要があるということで農水省が打ち出したものと聞いている。本市でも担い手に対し様々な支援を実施してきたが、今後はさらに中小農家の経営が厳しくなることが危惧される。そのため、直接支払交付金や民主党政権時の戸別所得補償制度などのような支援は今後も行っていくべきである。また、ロシアとウクライナの戦争の余波で食料危機が今始まっており、米の需給を守り、そして集積もしつつ、直接支払

いなどのゲタ対策もしっかりやっていくことこそが必要であるため、この請願には賛成である」という旨の賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり採択すべきものと決しました。

請願第1号が採択すべきものと決しましたので、請願第1号に係る意見書について、担当書記による意見書案朗読後、審査に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって意見書案のとおり議会案を提出するものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第9、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。(「議長」の声あり)

佐藤耕治議員に申し上げます。何号議案に対する討論ですか。(「請願第1号に対する賛成討論です」の声あり)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、請願第1号賛成討論について佐藤耕治議員の発言を許します。佐藤議員。

〔佐藤耕治議員 登壇〕

○佐藤耕治議員 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願についての賛成討論をさせていただきます。

このたびの請願は、農業者及び関係団体のみならず、国民の食料に関する重要な基本法であることと、基本法に示されております条文の中

には「地域の特性に応じた」という用語があり、例えば地域の特性に応じた中山間地域の振興などがうたわれており、国と地方との役割分担、地域の特性が強調されており、各自治体に組織が設置されております。本市においても、寒河江市農業再生会議等が音頭を取り計画作成と実施がなされております。

請願の(1)の多様な担い手につきましては、現在、農業の担い手不足は御案内と存じますが、農業人口の減少と農業従事者の高年齢により、将来の担い手確保のため、県や自治体等が必死になって担い手確保に力を注いでおります。本市においても新規就農者育成支援協議会等が活発に活動をされております。家族経営はもとより、新規就農者支援、多様な担い手確保による労働力の確保、農業者育成支援、家族一人一人が主体的に経営に参画でき、意欲と能力を十分に発揮できる環境整備が必要であり、基本法に位置づけることに値します。

次に、請願(2)の「水田活用の直接支払交付金の見直しに止まらず、ゲタ対策等の経営所得安定対策や、個々の農家に対する新たな直接支払制度の導入を含めた施策全般にわたる見直しを行うこと」につきましては、ゲタ対策につきましては御存じの方もいらっしゃると思いますが、私から説明をさせていただきます。

諸外国との生産条件の格差により不利な国産農産物の生産、販売を行う農業者に対して、標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。やる気のある農家に新たな直接支払制度を導入することで、稲作農家の経営が安定し、国民の食料が維持され、輸入に頼らない食生活ができることが私は重要と考えます。

稲作農家は、米消費量の伸び悩みと肥料代の高騰が続き、経営は逼迫しております。あれやこれやと創意工夫をして今年も無事に田植を終えておりますが、今後、稲作農家の経営の曲が

り角が訪れることがないことを願うばかりです。

市内の稲作農家はさくらんぼ農家と比較すれば桁違いに少なく、地域別に名前を挙げられるほど少ない状況にあります。これからも全国的に激減するようなことがあれば、小麦のように輸入に頼らなければならぬ状況になります。さらに食料自給率向上に向けた取組が重要であります。

このたびの請願は地元さがえ西村山農業協同組合の代表理事から提出されておりますが、各議員の地元の農協理事をはじめ、農業者や稲作農家の願いでもあります。

最後に、この請願に、お酌み取りいただきまして、議員皆様の御同意されることを切にお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

○柏倉信一議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第40号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、議第41号市道路線の認定について及び請願第1号食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願の3案件を一括して採決いたします。

ただいまの3案件に対する委員長報告はいずれも可決及び採択であります。

3案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第40号、議第41号及び請願第1号の3案件は原案のとおり可決及び採択されました。

議 案 上 程

○柏倉信一議長 日程第10、議会案第3号食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提

出についてを議題といたします。

議 案 説 明

○柏倉信一議長 日程第11、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により議案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○柏倉信一議長 日程第12、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議会案第3号食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

○**柏倉信一議長** 次に、日程第13、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましては、お示ししております文書のとおり各委員長より申出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり決しました。

閉 会 午前10時14分

○**柏倉信一議長** これにて令和5年第2回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。